

必要な公共事業の着実な推進を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災は、想定をはるかに上回る津波を伴い、東北をはじめとする広大な範囲で多くの尊い人命と貴重な財産を奪い、道路や鉄道など社会生活の基盤となるライフラインを壊滅させるなど、地元の人々の生活に甚大な被害を与えたところである。3カ月以上が経過した現在においても、多くの被災者が不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められている。

このような中、政府は、被災地対策として復旧・復興財源を確保するため、平成23年度予算のうち公共事業費等の5%を執行停止する方針を打ち出したところである。未曾有の被害に遭遇している被災地の早期の復旧・復興は全国民の願いであるが、一方で、その復旧・復興を支える他地域の公共事業が今後さらに削減される懸念もある。

今回の震災では、高速道路や国道等が「命の道」としていかに重要であるかを改めて認識させられたところであり、日向灘地震の発生が危惧される中、東九州自動車道や九州中央自動車道、都城志布志道路の未整備区間や国直轄の防災事業として新たに採択された国道220号等の一刻も早い整備が求められている。

よって、地方において真に必要なとされる公共事業が、今回のことで遅れることなく着実に推進されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長 横路孝弘様
参議院議長 西岡武夫様
内閣総理大臣 菅直人様
財務大臣 野田佳彦様
国土交通大臣 大畠章宏様
内閣官房長官 枝野幸男様
国家戦略担当大臣 玄葉光一郎様